

質問文

次の 4 つに分けて質問します。

- 第一 法律改定案ができる過程
- 第二 原子力基本法の改定趣旨
- 第三 原子炉等規制法と電気事業法の改定趣旨
- 第四 老朽原発稼働の現状と危険性

第一 法律改定案ができる過程

昨年 12 月に炉規法・電事法の改定をどの様に検討してきたかが明らかになった。
私たちは次の様に理解した。

- 1 炉規法に運転期間制限追加(2012 年 6 月)
- 2 ATENA 意見交換会を受けた規制委定例会議で「見解」をまとめる(2020 年 7 月)
- 3 資源エネルギー庁と原子力規制庁との秘密会合で法改定案策定(2022 年 7 月～ 9 月)
- 4 原子力規制委員会定例会議で「高経年化・安全規制の概要(案)」決定(10 月～ 12 月)
- 5 パブリックコメント<高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)>(2022 年 12 月～ 1 月 20 日)
- 6 「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要」決定(2023 年 2 月 8 日～ 2 月 13 日)
- 7 高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する意見交換会(昨年 12 月 25 日と本年 1 月 11 日)

一方、「原子力基本法」改定案を内閣府が提案しているが、この改定案については内閣府原子力委員会で議論されていないばかりか、パブコメもかけられていない。にも拘らず、今までの「原子力基本法」に無かった記載が多くあり、改定案策定に大きな問題がある為、これについても質問する。

質問 1 炉規法の運転期間規定

運転期間 40 年の制限が追加され 20 年延長について炉規法第四十三条の三の三十二の 5 は次のとおり。

< 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるとときに限り、同項の認可をすることができる。>

この規定が安全性の確保の為であることを証明している。

質問 1－1 炉規法第四十三条の三の三十二の規定が発電用原子炉の安全性を確保する為であることを確認していただきたい。

また、中性子脆化評価など、科学的・技術的に定められたルールであることも確認願います。

質問 2 ATENAとの意見交換会

ATENA (原子力エネルギー協議会)との意見交換会が 2020 年に 3 月 6 日から 7 月 1 日まで 6 回開催され、「経年劣化管理に係る」議論がされ、7 月 29 日に規制委定例会議の議題 5 で「経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会の結果を踏まえた原子力規制委員会の「見解(案)」がまとめられた。

この「見解」の中の

< 6 . このように、現行制度における運転開始から 40 年という期間そのものは、上記 3 . の評価を行う時期として唯一の選択肢というものではなく、発電用原子炉施設の運転期間についての立法政

策として定められたものである。そして、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない。>についてお聞きする。

質問 2－1 炉規法を大きく変える記述を ATENA 意見交換会後の「見解」としてまとめた理由を教えてください。特に「6」についてどれだけの議論がなされたのですか？

質問 2－2 「見解」の前書きに「原子力規制委員会としては、かねてから、運転期間のあり方にについて意見を述べる立場にない旨を表明してきたところであるが」と記載しているが、この「かねてから」とは何時頃をさすのですか？ 議事録はありますか？

質問 2－3 6回の議論では「ATENA 意見交換会を受けた見解」について必ずしも 5人の委員が納得していなかったのではないか？ 国民に説明していなかつたのではないか？

質問 3 資源エネルギー庁と原子力規制庁との秘密会合で法改定案策定

2022年7月から原子力規制庁と資源エネルギー庁で秘密会合が7回も行われていたこと、そして9月からは資源エネルギー庁担当3人(管理職含む)が原子力規制庁に併任していたことが明らかになった。そして、既に8月には後述の模式図が準備できていた。

中山委員長が就任後の定例会議でこの「運転期間延長議論」を6回行ったが、実はその前に事務レベルで秘密会議を続けて方向付けされ、結局原子力規制委員会定例会議の場でその案を追認した。

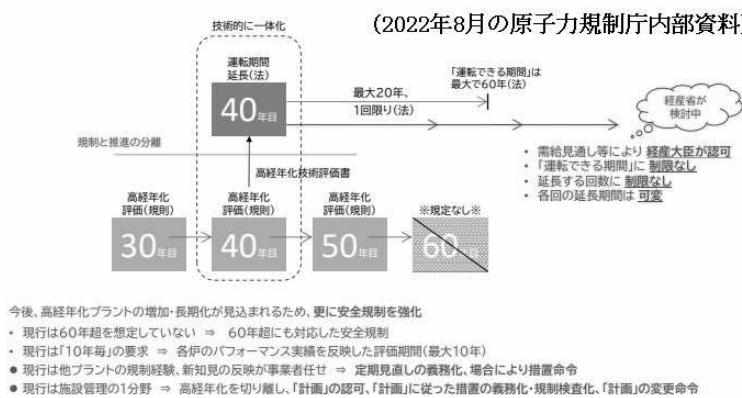
【原子力規制庁－資源エネルギー庁】秘密会議

7/28、8/19、8/22、9/6、9/15、9/22、9/28

【原子力規制委員会定例会議】公開会議

10/5、11/2、11/16、11/30、12/14、12/21

- 来年の常会に提出予定のエネ関連の「束ね法」(経産主請議)により、現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管。
- これに伴い、同束ね法により、【高経年化対策に関する安全規制】を炉規制法に新設。
- 重要度となる可能性も念頭に、スケジュール、立法事実/法律事項などを、今後、経産省とも調整・検討。規制庁内は当面、4名程度のコアメンバーで立案作業に着手。



質問 3－1 私たちは、原子力規制委員会の独立性、透明性、国民・国会軽視、原子力規制庁と規制委との関係に疑問を感じています。どう説明されますか？

質問 4 原子力規制委員会定例会議で公開議論で「高経年化・安全規制の概要(案)」決定(10月～12月)

質問 4－1 10月5日の規制委定例会議に資源エネルギー庁を呼んで検討を開始しました。中山

委員長は金城課長ほかの7月から9月の面談と9月からの3人の併任を知っていたのですか？ 知っていたとすれば委員長が国民を騙したことになります。知らなかつたとすれば片山長官以下原子力規制庁の関係者が委員長や委員を騙したことになります。どちらですか？

質問5 パブリックコメント(2022年12月～1月20日)

質問5－1 <高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)>パブリックコメントは2000件近く集まり、多くが案に反対の声だったと聴きました。そのとおりですか？

質問5－2 この結果を原子力規制庁の担当はどう評価しているのですか？

もう一度この案を考え直すことをしないのですか？

質問5－3 日本世論調査会による原発に関する全国世論調査の結果が3月5日公表されました。60年を超える運転期間の延長を支持しないが71%。原子力規制委員会の施策を多くの国民が全く支持していないことが分かります。

原子力規制委員会設置法の設置目的「中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会」を尊重し、考え直す気はありませんか？

「原発の最大限活用」の方針



廃炉が決まった原発の建て替えなどの開発・建設推進



60年を超える運転期間の延長



質問6 「原子力基本法」改定案の策定

内閣府原子力委員会でも全く議論されず、パブコメもかけられず、改定案が「束ね法」のひとつとして発表されました。

質問6－1 誰がどのように策定したのですか？

質問6－2 担当大臣は何を根拠に改定案を良しとしたのですか？

第二 原子力基本法の改定趣旨

原子力基本法とは、「原子力の憲法」ともいわれる法律です。日本の原子力政策全般を律しています。その意味では、原子力（核）について中立的な法律ではありませんが、一方で、この法律を特徴付けているのは、原子力の利用は平和利用に限るとする条項で、そのため「自主」「民主」「公開」の原則を守ることを定めています。

これが定められたのは第二次大戦で日本が戦争への道を進んでいった国家総動員体制への反省であり、核廃絶を推進する日本で核の軍事転用を許さないために行政はもちろんのこと、原子力産業での開発についても透明性を確保しなければならないとの考え方からです。これが冒頭に書いた「原子力の憲法」と呼ばれる所以です。

東日本大震災と東電福島第一原発事故が起き、原子力政策は深刻な危機を生み出しました。第二の敗戦とさえいわれるほど甚大な被害を国民に与え、今でも広大な地域が居住・生産不能になりました。

現在でも3万人近くの人々が避難生活を余儀なくされ、広大な地域が「帰還困難区域」という名の汚染地帯になったままです。

原子力災害についての、京都大学の原子炉実験所の小出裕章さんや神戸大学の石橋克彦さんなどの警告が不幸にして現実のものとなりました。

日本で原子力平和利用がスタートした時期に、原子力技術と社会の関係はどうあるべきかを追及した多くの物理学者、武谷三男さんや坂田昌一さんにより原子力三原則が原子力基本法に取り入れられた際に、こうした過酷事故の発生やその被害まで想像していたのでしょうか。

のことから、2012年に原子力基本法が改正され、原子力安全委員会を廃止し、原子力規制委員会を設置する根拠法として項目が追加され、さらに原子力災害についても一つの項目が立てられ、「原子力防災会議」を明記しています。ところが、この時の改正では「我が国の安全保障に資することを目的として」行われるとの条文が加えられ、非核三原則と原子力の平和利用を国是とする日本の方針が揺らいでいるのではないかとの危機感が広がりました。この条文について当時の政府は、あくまでも平和利用に徹することはいささかも変わらず、この条文は原子力災害が国の安全を脅かすとの観点から加えられたものと解釈しています。（服部良一参議院議員の質問主意書に対する答弁書より）

それから10年で、政府は震災後の原子力政策の転換を決定した立法趣旨を忘れ、震災前に比べてさえ踏み込んだ推進体制を敷こうと、今回の法令改定を目論んでいます。

最初の原子力基本法を制定するに際して、軍事利用や安全性の軽視を止めようとしていた物理学者や学術會議の意思は尊重されず、180度転換した場所へ辿り着いており、原子力基本法の立法趣旨の遙か手前で立往生しているとさえ言えるのです。

以下では法の改定案について質問しています。簡潔にお答えいただきたくお願い申し上げます。

質問1 基本方針の改定について

原子力基本法第2条に第3項として『（東電福島第一原発）事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行うものとする。』との条文が追加されていますが、この改定が2011年の直後ではなく、10年以上も経ってから追加された立法趣旨を述べてください。

あわせて、元々第2項にある「我が国の安全保障に資することを目的として」との記述は、「原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置」の観点からとされていますが、第3項が追加されたため重複規定になります。この第3項の「並びに我が国の安全保障に資すること」を削除し、上記文書のうち「核保安措置及び核不拡散の保障措置」にすべきですかいかがですか。

質問2 国の責務について

原子力基本法に、これまでになかった「国の責務」として第2条の2に条項が加えされました。

第1項は『非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。』とされています。

このうち「非化石エネルギー源」とは、『エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。』とさせていて「非化石エネルギー源」とは『電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用ができるもののうち、化石燃料であって政令で定めるもの以外のもの』を指します。すなわち原発だけではありません。原子力が非化石エネルギー源の代表格のように規定するのは不当です。その趣旨を明らかにしてください。さらに「必要な措置」とは具体的に何を意味するのですか。明確にしてください。

質問3 地域振興について

同条第2項で『国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。』としています。現在でも原発に対する信頼など立地自治体でさえ得られていない状況で、今回の原発推進への政策大

転換に不信感と不安を持つ国民は多く、それに対して地域振興という名の「国家的買収」政策を行うことを、ことあろうに国の責務として定義するなど、とても認めることはできませんが、この「地域振興」とは何を意味するのですか。これまでの「原子力立地給付金」などに加えて、新たな交付金を具体化すると思われますが、現在検討している交付金等の制度について説明してください。また、信頼を確保するとしていますが、この信頼とは何であり、確保とはどのような状況を指すのですか。具体的に説明してください。

質問4 新たな開発について

同第2号では『原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策』と規定しています。具体的に何を行うのですか。特に、SMR技術の開発は、原子力動力艦船の技術に直結し、日本が原子力潜水艦や原子力空母を開発するのではないかとの国際的な危惧を持たれる可能性があります。このような技術は軍事技術に転用しないことを、原子力三原則を有する原子力基本法の中で明確化するべきです。合わせて非核三原則もこの条文で規定するべきです。どのように考えますか。お答えください。

質問5 原子力事業の継続について

第3号では『電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策』について。この条文は、たいへん大きな問題をはらんでいます。「抜本的改革」が実施された場合、原子力は必要なくなることも想定されます。しかしそれでも「安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備する」というのです。資本主義の社会では、競争原理により採算性、この場合生産物の金額に比べ生産コストが合わなければ市場から淘汰されます。過去には日本の石炭産業は、安全対策を含むコストが掛かり過ぎるのに対して生産による利益が減少し、消滅していきました。こうしたエネルギー産業の大規模な転換が今後も自然・再生エネルギーなどで達成されても、原子力産業は温存するべきであるとする規定は、巨額の安全対策のツケを後世に残すだけのことであり、余りにも不合理であると思います。この条文の立法趣旨を説明してください。

質問6 再処理事業について

第4号では『使用済燃料の再処理等の実施、使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策』で、依然として原子力政策の中核に核燃料サイクル政策を置いています。しかし再処理を行っても生産されるプルトニウムを燃やす原子炉は軽水炉しかなく、余剰プルトニウムを持たない国際公約を果たすためには少なくとも45トンあるプルトニウムを燃やすまでは稼働できないはずです。実施する前に、こうした国際公約を達成するまで凍結するべきです。プルトニウム国際公約と法律の改定について、どのように考えているのか明らかにしてください。また「使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加」と再処理を同一条文に規定しています。次元の異なる事業であり、必要性も安全性も全く異なる事業です。これを同列に規定する意味は何ですか。

質問7 最終処分について

第5号では『最終処分に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、文献調査対象地区又は概要調査地区等をその区域に含む地方公共団体、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の連携による支援、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策』としていますが、具体的に何をするのですか。既に文献調査を行っている自治体が存在しますが、北海道では条例で核のごみを持ち込まないとされています。住民の反対の意志は示されているはずですが、なぜ強引な押しつけを行うのですか。

質問8 事業者の責務について

第2条の4第1項の「原子力事業者の責務」で『関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有する。』として原子力防災への「責務」を規定しました。これはどういう趣旨ですか。現状では原子力防災は地方自治体の責務とされ、事業者に対しては協力を求めているに過ぎません。ここで「責務」として義務づける規定を設けたのは原子力防災体制に事業者を組み入れて役割を持たせることを意味していると解して良いですか。としたら、それに関する法令を具体的に定める必要があり、原子力防災政策の大幅な変更となると考えますが、具体的に教えてください。

質問9 事業者の行う地域振興について

第2項で『国又は地方公共団体が実施する地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する責務を有する。』としています。「地域振興」「地域の課題の解決」とは何を意味するのですか。民間企業が特定の自治体の施策や地域振興政策に関して資金提供をする場合は、多くの法令による制約があり、特に一企業による行政の私物化などはあってはならないことです。福島第一原発でも震災前に130億円もの寄附が行われ（今のJビレッジの施設整備事業）その後の安全対策の不備について福島県が強く指摘できなかった背景にあるのではないかと疑われますが、そのような状況を生み出しかねない巨額の寄付行為を、今度は法令により裏付けようというのでしょうか。趣旨を明らかにしてください。

質問10 運転期間の規定について

第16条の2第2項で『運転期間に係る規制は、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点から措置するものとする。』としていますが、いかなる意味ですか。運転年数を現状の最大60年を超える期間認めるとする改定に対して、安全性よりも安定供給を図るために解せます。老朽炉を長期運転することは、事故のリスクが高まります。しかも事故が安定供給を阻害します。老朽炉を無理に使うことが安定供給を阻害することは、火力発電所で故障など計画外の設備の停止が頻発しているとして問題になっています。原発再稼働に伴う計画外停止（再稼働の遅れも含む）は、既に美浜3、高浜3, 4で発生しており、老朽炉が増えれば増加します。既に目的を逸していると考えますが、この立法の趣旨自体、現状を無視しているのではないでしょうか。

第三 電気事業法と原子炉等規制法の改定趣旨

以下では法の改定案について質問しています。簡潔にお答えいただきたくお願い申し上げます。

その1 電気事業法改定について

質問1－1 運転期間の計算根拠について

第27条の29の2「発電用原子炉の運転期間」として炉規法に定める運転期間40年の条項を廃止し、この法律に移しています。そこでは『発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に合格した日から起算して40年とする。』とし、表面上変更なしとしていますが、その後の条文でこれを延長させる規定を設けています。以前の炉規法上の40年の規定と、この規定の間にどのような変更があるのかを明らかにしてください。また、起算日については「最初に第49条第1項の検査に合格」したときとしていますが、これは使用前検査のことで、炉規法第43条の3の11の規定に基づくものであり現行と同じです。炉規法と電気事業法（以下電事法）では立法趣旨が異なるのに、起算日を含め同一としているのは何故ですか。

質問1－2 40年の制限期間を超える許可の根拠について

第2項で『原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の40年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。』としていますが、前項との関係で、40年を超えることができる根拠が明確ではありません。規定しているのはあくまで算出方法に過ぎず、運転期間制限を取り扱う根拠と、炉規法において許可され運転される原発の、電事法上の位置づけが、どのような関係に変わるのでですか。

質問1－3 運転期間延長手続きについて

第3項では『前項の認可を受けようとする原子力発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。』の第3号で『延長しようとする運転期間』について『20年を超える場合にあつては、申請に係る発電用原子炉の運転を停止した期間（同項第5号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。）として項目を分けていますが、その趣旨は何でしょうか。条文の作りが多重になっているので理由を問うています。

質問1－4 運転延長許可条件について

第4項の経産大臣の許可条件として「申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。」とは、何をもって認定するのですか。また「延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すると認められること。」とは、何をもって認定するのですか。さらに「その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。」とは、炉規法上の規制委での認可以外に、経産省で何をもって認定するのですか。それぞれお答えください。

質問1－5 運転期間の延長にかかる起算日について

第5項「延長しようとする運転期間が20年を超える場合にあつては、その20年を超える期間が次に掲げる期間（平成23年3月11日以降の期間に限る。）を合算した期間以下であること。」との条文について、起算日を震災発生日とした根拠は何ですか。

質問1－6 運転延長期間の計算方法について

以下の条文により許可される期間の計算方法について具体的に示してください。「イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは審査基準若しくは処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間」「ロ 前条において準用する第27条第1項若しくは第40条の規定による処分、原子炉等規制法第43条の3の20、第43条の3の23若しくは第64条第3項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第106条の規定による処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間」「ハ 行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間」「二 仮処分命令を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間」「ホ ロに規定する処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間」。

質問1－7 運転期間の除外根拠について

規制委が審査を行った期間が運転延長できるとは、例えば所得税申告において国が更正処分を行った後に審査請求で認められた場合、加算税はその期間について減額されるとの考え方と同等と考えます。すると規制委の審査自体が不利益処分であり、それを遡って是正する必要があると認識していると理解して良いですか。事業者による不正確な審査書類の作成も、審査を通すための不正な申請書も、そのために期間が伸びても認めるということになります。このような考え方は、安全側に立った審査を強く妨害することになりますが、そうした改定を行うことに如何なる合理性があるのでしょうか。

質問1－8 期間除外条件が複数成立した場合の計算方法について

運転延長期間について複数の要件が同時に成立する場合、その年数の計算方法について具体的に示してください。また、イからホの複数に該当した場合の、どの項目に該当して期間が延長されたかについて明確にされるのですか。その場合の根拠と、明確にした期間について、どのように明らかにされることになるのですか。

質問1－9 異議申立ないし審査請求について

これらの期間計算について異議があるときは如何なる救済方法が定められるのですか。例えば東海第二原発の稼働期間について経産大臣が許可を出した場合、これにたいして異議申立または審査請求は、事業者が行う場合、地元自治体が行う場合、私たち市民が行う場合の手続きについては、どのように想定されているのかを聞いています。

質問1－10 公聴会や意見聴取について

このような運転期間の延長については、到底容認できませんので撤回することを強く申し入れたいと思いますが、この法律についての公聴会、意見表明の機会等については、どのように予定し考えているのかを明らかにしてください。

質問1－11 意見聴取先について

第5項で『経済産業大臣は、第2項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、前項第1号に掲げる基準の適用について、原子力委員会の意見を聽かなければならない。』としていますが、何故原子力委員会の意見を聞くのですか。市民や国会や原子力規制委員会の意見は聞かないのですか。理由を明らかにしてください。

質問1－12 原発再稼動の期限を定めること

第7項で『第2項から前項までの規定は、第2項の認可を受けた原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用する。』について、少なくとも運転から40年以上を経過した原発については、いずれかの上限を定める必要があるのではないかですか。このままでは運転をしていない原発は、80年を超えて再稼働が可能になるという、世界でも例のない異常事態になります。どのように考えるのかを明らかにしてください。

質問1－13 認可取消しの判定基準について

「認可の取消し」について、第27条の29の4では、『認可原子力発電事業者が次の各号のいずれ

かに該当するときは認可を取り消すことができる。』として、第1号『第27条の29の2第4項第1号、第2号又は第4号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。』としていますが、最初は「平和目的外利用」2番目は「炉規法の許可の取り消し」3番目は「当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれないことだとされています。なぜ3項「電気の安定供給を確保することに資すると認められること。」を飛ばすのですか。「第2号又は第4号」ではなく「第2号ないし第4号」とするべきではないですか。また、平和目的外や炉規法の規定に反した場合、直ちに許可は取り消されるべきであって、それをするのは電気事業法ではなく原子力基本法と炉規法の役割ではないですか。

質問1－14 許可取り消し条件の既定について

第2項では『この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。』は、二段階規定です。命令の規定に違反していたら直ちに許可を取り消すべきで、これに「公共の利益を阻害すると認めるとき」と、さらに条件を加えています。法令違反だけで許可を取り消さないのはどうしてですか。また公共の利益を阻害するとは何を具体的に指しているのでしょうか。なお、今でも十分公共の利益を阻害していると私たちは考えています。

質問1－15 運転停止命令と取消しとの関係について

「運転停止命令」について、第27条の29の5では『経済産業大臣は、原子力発電事業者が第27条の29の2第2項の認可を受けないで同条第1項の40年を超えて発電用原子炉を運転したとき、又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転したときは、当該原子力発電事業者に対し、当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずることができる。』としていますが、炉規法では現行これを「許可の取り消し又は運転停止」としています。なぜ許可の取り消しを規定しないのですか。

その2 炉規法改定について

質問2－1 30年認可の旧法との違いについて

「発電用原子炉施設の劣化の管理等」が新たに規定されていますが、40年の運転期間が規定されていた第43条の3の32は改定後は「発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第43条の3の11第3項の確認を受けた日から起算して30年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該30年を超えて運転しようとする期間（10年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。』としています。この許可は、現行では30年目までに行わなければならぬとされる「高経年化技術評価」（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第84条第2項）と、どう違いますか。また、運転後30年を経過しても許可を受けることができなかつた場合は、その段階で直ちに運転が停止され、その後は再稼働できなくなると解して良いですか。

質問2－2 長期施設管理計画の旧法との違いについて

第2項の『長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第5項の規定により実施した劣化評価の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。』について、前項と同様、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第84条には、各項目の規定があり、第1項第4号のイからチに記載されていますが、これとはどう違うのですか。具体的に示してください。

質問2－3 延長運転期間審査での期限切れの取扱について

第3項の『第1項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間（10年以内に限る。）における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときも、同様とする。』について、従前の運転延長では、40年目までに延長運転が認められなかつたときは、原発の運転はできなくなるとされていました。この10年毎の長期施設管理計画が期限まで許可されない場合も運転はできなくなると解してよいですか。

質問2－4 長期施設管理計画の軽微な変更について

第4項『第1項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。』について、軽微な変更とは具体的に何を指すのでしょうか。具体的に示してください。

質問2－5 長期施設管理計画での劣化評価の在り方について

第5項『発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。』について、具体的にはどのような変更について劣化評価をしなければならないとしているのですか。

質問2－6 長期施設管理計画の許可基準について

第6項では『原子力規制委員会は、第1項、第3項又は第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。』として、『第1号 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。』『第2号 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。』『第3号 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。』については、現行の「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第82条の「発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価」として規定している「第1号」から「第16号」と具体的にどのように違うのかを明らかにしてください。

質問2－7 長期施設管理計画の軽微な変更の判断主体について

第7項では『第1項又は第3項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第4項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。』とされていますが、軽微な変更だから届け出で良いとの判断は事業者が行うのですか、それとも規制委が行うのですか。また、規則等で定めるのであれば、具体的に示してください。

質問2－8 長期施設管理計画での必要な措置について

第8項では『発電用原子炉設置者は、第1項又は第3項の認可を受けた長期施設管理計画に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。』について、具体的にはどのような措置なのか明らかにしてください。

質問2－9 長期施設管理計画での規制委の命令について

第9項では『原子力規制委員会は、第6項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第2号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるととき、発電用原子炉施設が同項第3号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。』とは、具体的にどのような状況になった場合なのでしょうか。教えてください。

質問2－10 運転管理上の上限の設定について

運転期間を電気事業法に移したことで、炉規法では長期施設管理計画により30年まで、その後は10年ごとに審査を経ることとなりました。この審査は、例えば運転期間が80年を超えるような期間でも運転出来るとされた場合、30年と10年を6回繰り返すことになると思われます。また、再稼働をしていない原発については、現状では高経年化技術評価について、冷温停止維持のみの検査を行っていますが、この法令改定後は、どのようになるのでしょうか。

質問2－11 老朽化が進んだ原発の安全性評価について

老朽原発の具体的問題点は後にお尋ねしますが、老朽化が進むと予期せぬところが破損し計画通りの稼働は困難です。しかしそういう場合でも10年毎の「検査」で運転が継続できてしまうことが、この炉規法改定でも変わっていません。規制委は過酷事故発生について、どこで歯止めをかけることができると考えているのか明らかにしてください。

第四 老朽原発稼働の現状と危険性

質問1 世界に60年超え原発例なし、最老朽原発でも53年

廃炉になった原発も含めて、世界で最長運転の原発は、1969年に運転を開始したインドのタラプーラ原発1、2号機(沸騰水型、インド北西部海岸)、スイスのベツナウ原発1号機(加圧水型)、アメリカのナインマイルポイント原発1号機(沸騰水型、オンタリオ湖東南岸)の4基で、運転期間は約53年

です。世界でも、60年を超えて原発を運転した経験はありません。ちなみに、ベツナウ原発、ナインマイルポイント原発の立地には巨大地震や津波の心配がありません。

なお、アメリカでは、20年の延長を認可された40年超えの原発が、20年の延長期間も待たずに次々に閉鎖されています。40年以上も前に設計された古い原発は、修復にも限界があります。多くの電力会社が、巨額を投じて改修し、使い続けることよりも閉鎖の方が有利と経営判断しています。

一方、ヨーロッパの老朽原発では、不具合が多発しています。スイスのベツナウ原発では、2016年、圧力容器にヒビが見つかり、運転を停止しています。ベルギーのドール原発3号機(加圧水型、1982年運転開始)では、圧力容器に1万本以上のヒビが見つかり(2016年現在)、永久閉鎖されました。同じくベルギーのティアンジュ原発2号機(加圧水型、1983年運転開始)の圧力容器でもヒビが見つかっています(2012年)。

原発大国フランスでは昨年夏、56基の原発のうち12基が、配管腐食が原因で稼働を停止しています。

質問1－1 電力会社は、ほとんどの原発の運転年数を40年と想定して運転認可を申請しています。地震多発日本列島で60年超え原発稼働は非常に危険だと思います。原子力規制委員会の認識はどうですか？

質問2 若狭の原発はトラブル頻発

(1) 老朽原発・美浜3号で相次ぐトラブル

●一昨年6月、関電は運転開始後44年を超えた(当時)老朽原発・美浜3号機(加圧水型)を再稼働させましたが、特定重大事故等対処施設(特重施設)の設置が間に合わず、わずか3ヶ月の営業運転で停止を余儀なくされています。しかも、この短い運転中に二度もトラブルを発生させています。そのうちの一つは、電源が断たれ、蒸気発生器中の2次冷却水が失われたとき、緊急給水するポンプに大きな圧力がかかったものです。関電は、「ポンプ入り口のフィルターに鉄さびが詰まつたため」としています。老朽原発を全国に先駆けて動かすために、10年近く準備してきたにもかかわらず、鉄さびによる目詰まりにも関電と原子力規制委員会は気づかなかつたのでしょうか。

●関電は、美浜3号機の特重施設が完成したとして、同原発の再稼働を、当初予定の10月から8月10日に前倒しして行おうとしましたが、直前の8月1日、放射性物質を含む水7トンが漏洩し、再稼働を延期しました。関電は、水漏れの原因是、下請け作業員が容器のふたを閉めるボルトを規定の5分の1の弱い力で締めていたためとしています。

●美浜3号機では、次の再稼動を目指んだ8月23日の直前、21日にも、「緊急時に1次冷却系に注入するほう酸水を蓄えている蓄圧タンク」の圧力が低下していることが確認され、再稼働はさらに延期されました。関電は、圧力低下の原因是、近傍で行われた足場設置作業の資材が同タンクの安全弁に接触したためとしています。

(2) トラブル・損傷は、高浜3、4号機、大飯3、4号機でも頻発

高浜3、4号機、大飯3、4号機でも、これらの原発は運転開始後40年に到っていないにも拘らず、トラブルが頻発しています。とくに、320°C、160気圧近くの高温・高圧水が流れる1次冷却系配管(蒸気発生器伝熱管など)の損傷は深刻です。これらの配管が完全破断すれば、1次冷却水が噴出して、原子炉が空焚きになり、メルトダウンに至る可能性があるからです。

例えば、昨年3月、定期点検中の高浜原発3号機では、蒸気発生器伝熱管3本の外側が削れて管厚が大幅に減肉していることが発覚しています。関電は、伝熱管外側に自然発生した鉄さびの塊がはがれて、伝熱管を削ったためとしています。蒸気発生器の中には、冷却水中の鉄(不純物)の析出や腐食等によって、2トン以上もの鉄さびが発生しているともいわれています。

同様な伝熱管損傷は、高浜4号機でも発生しています。

また、本年1月には点検済みの高浜4号機で自動緊急停止が起こりました。

質問2－1 40年+20年の規定でも危険なのに、トラブル続きの若狭の原発の寿命を延ばすことは余りに危険ではありませんか？ 過酷事故を起こしかねない原発は一刻も早く全廃するべきではありませんか？

以上